

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十四年金融庁告示第六十四号）

改正案	現行
<p>中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件</p> <p>中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。</p> <p>一〇二十（略）</p>	<p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。</p> <p>一〇二十（略）</p>